

環境技研通信



株式会社 環境技研 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1 027-372-5111 営業部発行

第 13 巻第 3 号 (通巻 51 号)

5 月号 2011 年 5 月 1 日

作業環境測定基準の一部を改正

特定化学物質の一部等を改正する省令が平成 23 年 1 月 14 日に公布、平成 23 年 4 月 1 日から施行・適用され、一部に経過措置（猶予期間）が設けられています。

1) 新たに規制対象となる物質について

下記 4 物質について重量の 1% を超えて含有する製剤その他のものが対象となります。

酸化プロピレン

1,1 - ジメチルヒドラジン

1,1 - ジクロロ - 2 - プテン

1,3 - プロパンスルトン

ただし、屋外において をタンクローリー等から貯蔵タンクに(その逆の場合も含む)、貯蔵タンクから耐圧容器に直結式ホースを用いて注入する場合は除外(容器・包装については適用)

2) 上記 ~ の主な用途例

ポリエステル樹脂原料、界面活性剤、顔料、合成樹脂原料、塩化ビニルの安定剤等
合成繊維・合成樹脂の安定剤、医薬品・農薬の原料、界面活性剤等
クロロプレン製造の中間体

合成樹脂、繊維、塗料、染料、医農薬の合成中間体、電解液原料等

3) 作業環境測定について(特定化学物質障害防止規則第 36 条)

上記、について製造、取扱う屋内作業場では 6 ヶ月以内ごとに 1 回、作業環境測定士による作業環境測定を実施する必要があります。また、測定記録及び評価記録は 30 年間保存が必要となります。(猶予期間:平成 24 年 3 月 31 日まで)

物質名	管理濃度 (ppm)	試料採取 方法
酸化プロピレン	2	固体捕集 方法
1,1 - ジメチルヒドラジン	0.01	固体捕集 方法

なお、これらの他にも「容器・包装への表示について」、「健康診断の実施について」や「設備や作業についての規制」があります。詳細については厚生労働省の HP をご参考ください。



アスベスト濃度予備調査

平成 23 年 3 月 11 日、東北地方太平洋沖地震が発生し、東日本全体で甚大な被害が発生してしまいました。今回は地震の揺れによる被害だけでなく、大津波や原子力発電所の放射能漏れ、更にはそれに付随する風評被害など、各地に様々な影響が出ています。

そして、被災地ではまた別の形の被害も懸念されています。損壊した建物から飛散する、アスベストによる健康被害です。環境省ではこの問題に対応するために、平成 11 年 4 月、宮城・福島・茨城の 3 県の中で、津波による被害が甚大な地点、津波による被害がないものの、地震により建築物が倒壊・半壊している地点、避難所の周辺、その他の測定の必要性を自治体が判断した地点のうち数地点で、大気中アスベスト濃度の予備調査を、開始しました。

環境省は今後、予備調査結果を公表するとともに、その内容を考慮したうえで、本調査を開始する予定です。本当に未曾有の大災害だけに、まだまだ様々な問題が噴出する可能性があります。一日でも早く元気な日本を取り戻せるよう、力を合わせていきましょう。



トランス脂肪酸・飽和脂肪酸・コレステロールの分析を開始しました

平成 23 年 2 月 21 日に、消費者庁から「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」が公表されました。その内容は、消費者が食品を適切に選択し、バランスのとれた食生活を営むことを目的として、食品事業者が実施することが望まれる、「トランス脂肪酸を含む脂質(飽和脂肪酸・コレステロール)に関する情報開示」を行うためのルールを定めたものです。

トランス脂肪酸は自然の植物油や魚油には殆ど存在することはなく、多量に摂取した場合、悪玉コレステロールを増大させる恐れがあるとされ、近年各国で規制が強化されるなどの動きが広がっています。

弊社におきましても、上記消費者庁の指針に対応するために、トランス脂肪酸、飽和脂肪酸、コレステロールの分析を開始しました。この分析に関心のある方は、本社技術 1 課の有機グループまで、お問い合わせ下さい。

群馬県地球温暖化対策実行計画

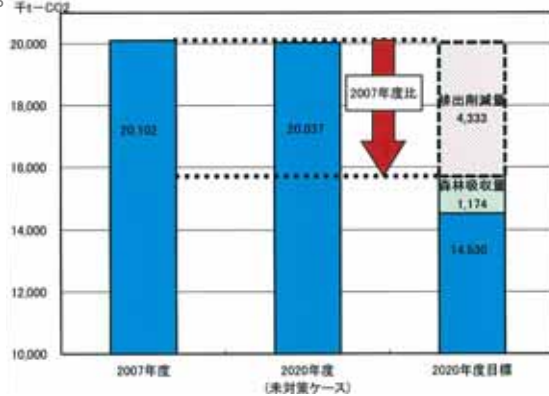
群馬県では、平成 23 年 3 月、県全体及び県庁内における総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進するため、「群馬県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

この計画は、旧来の「第 2 次群馬県地球温暖化対策推進計画」及び「循環型社会づくり県庁行動プラン エコDO!」の後継計画となるもので、平成 23 年度～平成 32 年度までの 10 ケ年計画です。ここでは、県全体の計画の概要について触れてみたいと思います。

温室効果ガスの削減目標

県内の平成 19 年度における温室効果ガスの総排出量は 20,102 千t-CO₂となっています。本計画では、平成 32 年度に温室効果ガスの排出を平成 19 年度比で 28%削減します。このうち、産業、業務、運輸、家庭などの各部門からの排出削減分が 22%、森林による二酸化炭素吸収量が 6%となっています。

温室効果ガス削減目標



重点施策

上記の目標を達成するため、次の 7 つの施策について重点的に取り組みます。温室効果ガス排出削減計画等提出・公表制度などの着実な運用、環境マネジメントシステムの導入促進、再生可能エネルギーの導入促進、自動車対策(自動車との賢い付き合い方)、森林の適切な整備・保全と県産木材の利用促進、代替フロン等の適切な管理・処理、環境教育・環境学習の推進

計画の推進体制

温室効果ガスの排出状況を毎年度集計し公表するとともに、施策の実施状況・目標の達成状況について、PDCA サイクルにより毎年点検します。

おわりに

地球温暖化問題は、私達の日常生活や事業活動と密接に関連していることから、県、市町村、県民、事業者など全ての主体が連携・協力して推進していく必要があります。本計画の目標達成に向けた群馬県の取り組みに対して、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

器具及び包装規格試験の紹介

皆様は、器具及び容器包装の規格試験というものをご存じでしょうか。実はこの試験も、弊社で実施している業務の一つなのです。今回は、この器具及び容器包装の規格試験について、説明をさせて頂きたいと思います。

器具及び容器包装の規格試験は、食品衛生法に規程されています。同法律の「食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)」において、食品による危害を防止するために、食品、食品添加物、食品中の有害物質、食品に使用される器具及び容器包装等における衛生基準が定められています。

そしてその 4 番目に該当する基準を判定するものが、器具及び容器包装の規格試験となるのです。この試験は、材質試験と溶出試験に分かれています。材質試験は、その製品に使用される材質そのものに、規制対象物質が規格値以上含有していないことを確認する試験です。また溶出試験は、それぞれ指定された浸透条件において、規制対象物質が、規格値以上に溶出しないことを確認する試験になります。

規格基準が定められている、器具及び容器包装の材質は下記のものになりますが、それぞれの材質によって、材料試験・溶出試験ともに、試験対象項目や試験条件が異なりますので、注意が必要になります。

容器包装試験の規格基準の定めがある材質

- ・合成樹脂一般
- ・フェノール樹脂、メラミン樹脂、ユリア樹脂
- ・ホルムアルデヒドを製造原料とするもの
- ・ポリ塩化ビニル(PVC)
- ・ポリエチレン(PE)、ポリプロピレン(PP)
- ・ポリスチレン(PS)
- ・ポリ塩化ビニリデン(PVDC)
- ・ポリエチレンテレフタレート(PET)
- ・ポリメタクリル酸メチル(PMMA)
- ・ナイロン(PA)
- ・ポリメチルペンテン(PMP)
- ・ポリカーボネート(PC)
- ・ポリビニルアルコール(PVA)
- ・ポリ乳酸(PLA)

以上、簡単に説明させて頂きましたが、試験内容の詳細につきましては、弊社水質グループまでお問い合わせ下さい。また、弊社発行の「規格・基準集」にもまとめてありますので、同時にご参考頂けると幸いです。

私達の「食」の安全は、食品そのものだけでなく、こうした観点からも守られているのですね。



本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

Tel 027-372-5111 Fax 027-372-5001

リサーチセンター 〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町 379-5

Tel 0276-56-1277 Fax 0276-56-1266

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp リサーチセンター host@get-rc.jp